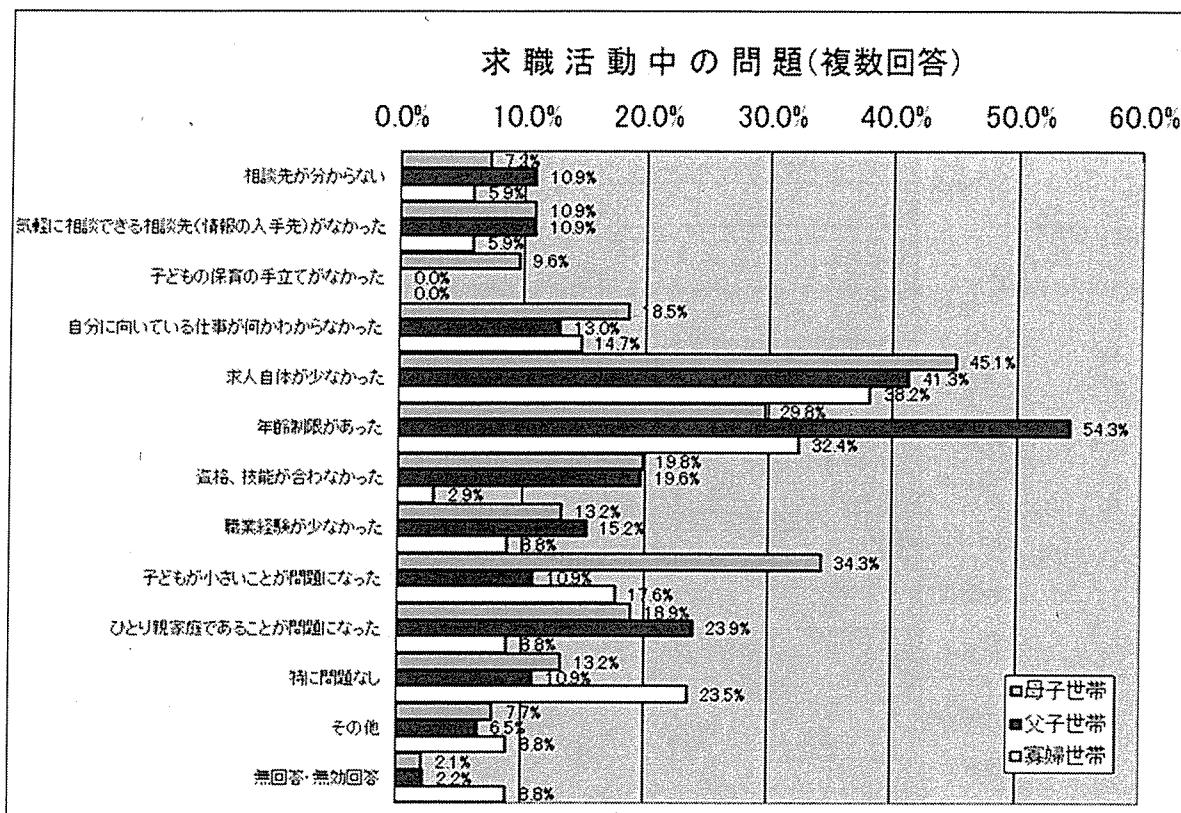


※総数から無回答・無効回答を除いて算出しています。

(5) 求職活動中の課題・問題点

母子世帯では、「求人自体が少なかった」が45.1%と最も多く、次いで「子どもが小さいことが問題になった」が34.3%、「年齢制限があった」が29.8%となっています。父子世帯では、「年齢制限があった」が54.3%、「求人自体が少なかった」が41.3%、寡婦世帯では、「求人自体が少なかった」が38.2%を占めています。

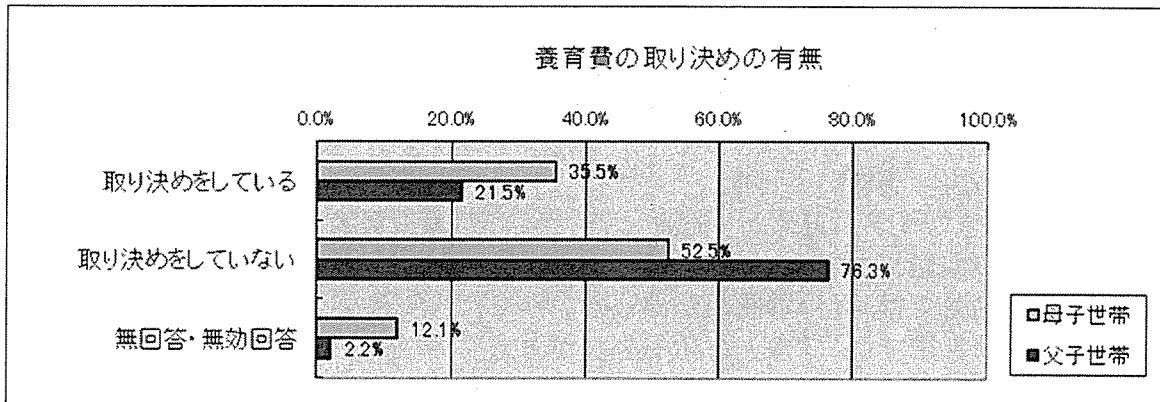
(出典) 鳥取県調査

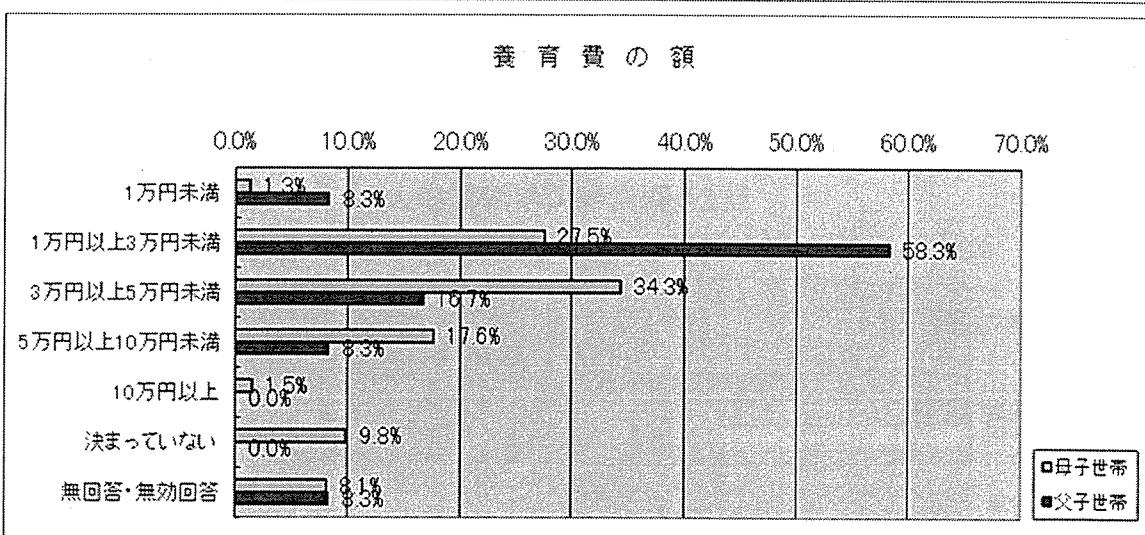
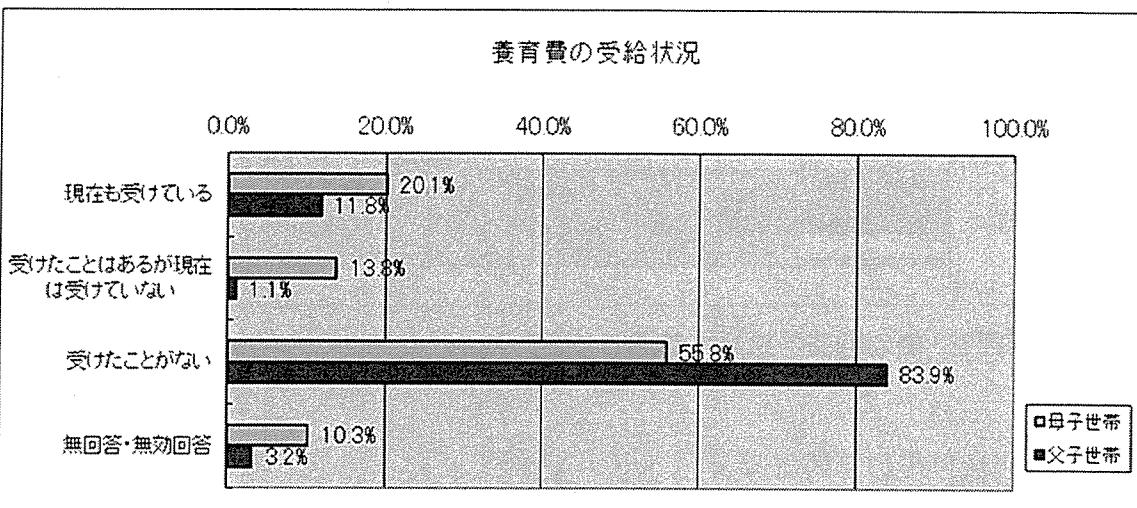
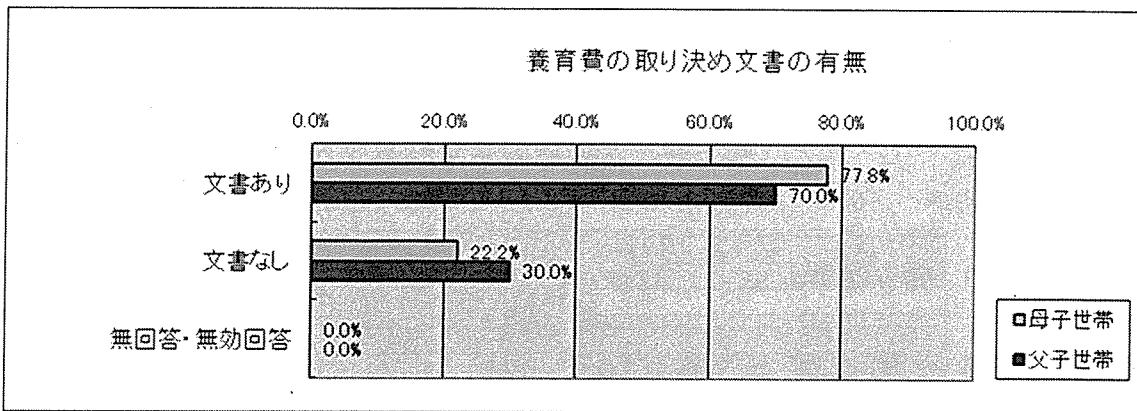


(6) 離婚したひとり親世帯における養育費の状況

離婚が理由でひとり親となった世帯において、離婚にあたり養育費の取り決めを行っている世帯は、母子世帯で 35.5%、父子世帯で 21.5% となっています。さらに、実際に養育費の受けとりができる世帯は、母子世帯では 20.1%、父子世帯は 11.8% となっています。

(出典) 鳥取県調査





(7)ひとり親世帯の親の年間就労収入

母子世帯の母の年間就労収入は、「100～200万円未満」が36.2%で最も多く、「200～300万円未満」が31.1%、「100万円未満」が13.6%で、200万円未満が49.8%と約半数を占めています。

父子世帯の父の年間就労収入は、「200～300万円未満」が33.3%で最も多く、200万円未満は25.9%となっています。

寡婦世帯の母の年間就労収入は、「100～200万円未満」が34%で最も多く、200万円未満が51%を占めています。